

伊豆市地域公共交通会議の役割について

1. 地域公共交通会議とは

「地域公共交通会議」とは、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう協議するための会議です。また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域の実情やニーズに応じた住民の生活に必要な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項などについて、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成 18 年 10 月の改正道路運送法に位置づけられています。

2. 地域公共交通会議での協議事項及び合意することの効果

協議事項・地域の交通ネットワーク全体の維持・発展

- ・地域にとって必要な路線の運行形態、運賃及び料金、営業区域、使用車両、運行時刻等
- ・民営路線バス退出申入れへの対応

合意効果・路線定期・路線不定期・区域運行のうち、適切な運行態様を選択できる

- ・許可等の標準処理期間の短縮化
- ・運賃認可の届出化

3. 伊豆市地域公共交通会議設置の趣旨

伊豆市は住民サービスの低下を避けるため自主運行バスを中心に高齢者、学生等の生活の足を確保しています。しかし、広い面積を有し各集落（洞）に道路が枝分かれしている伊豆市の地形は、路線等の合理化が難しく、経費が非常にかかるという問題を抱えています。また、公共交通の空白・不便地域の解消や路線廃止等が懸念される不採算バス路線への対応など、地域における公共交通ネットワークのあり方が改めて問われています。

これらを踏まえ市民の生活交通確保の具体的な対応策を検討することを目的に、平成 24 年 8 月に伊豆市地域公共交通会議を設置しました。

また、平成 28 年度に「将来にわたり持続可能な交通ネットワークの構築」を目的として計画策定及び事業を実施して行くため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」としての位置づけを付加し、伊豆市生活交通ネットワーク形成計画（伊豆市地域公共交通網形成計画）を策定しました。地域公共交通の維持確保・向上について構成員相互に連携協働し検討を進めていきます。

4. 法定協議会とは

地方公共団体は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（平成 26 年の改正により地域公共交通網形成計画の策定ができるようになった）の規定に基づき、網形成計画の策定及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することが出来ます。協議会は、計画を策定するだけでなく、これからの公共交通再編を推進していく上での「推進本部」となります。また、網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者については、計画の作成・実施に関する協議に応じなければならないという「参加要請応諾義務」、メンバー全員に協議会における「協議結果の尊重義務」があります。

○地域公共交通網形成計画とは

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催し、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載します。

○地域公共交通再編実施計画とは

「マスタープラン＝網形成計画」を実現するための実施計画の一つです。

5. 伊豆市地域公共交通会議の構成員とその役割

構成員	主な役割
市町村（伊豆市）	○地域住民の移動手段確保に対する責任者 ○地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
都道府県（静岡県）	○広域的な視点からの指導・助言 ○複数市町村の取組みに対する調整
地域住民・利用者	○利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画への参画 ○地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者	○交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	○運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案 ○労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	○地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	○交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
運輸局・運輸支局	○先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ○地域の公共交通のあり方に関する指導

伊豆市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 伊豆市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係わる連絡調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 市自主運行バス及び有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関し協議すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 形成計画に位置付けされた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要と認める事項に関し協議すること。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 市長の指名する職員
- (3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (4) 静岡県の関係行政機関の職員
- (5) 一般社団法人静岡県バス協会
- (6) 静岡県タクシー協会
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、交通管理者、鉄道事業者及び学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- (10) 市民又は利用者の代表
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長をおく。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は原則として公開とする。

5 交通会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

6 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、会長の承認を受けることにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

7 交通会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 交通会議の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(書面開催)

第6条 会長は、軽微な事案又は緊急を要する場合には、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項に規定する場合においては、前条第6項の規定にかかわらず、委員の代理は、これを認めない。

3 第1項に規定する議決を行った場合、会長はその結果を書面又は次回の会議において全委員に報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は必要があると認めるときは、交通会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の確実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

2 部会は、交通会議の委員のうち、会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。